

2大教発第54号
令和2年5月27日

保護者の皆様へ

大島町教育委員会
教育長 谷口 淨
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の解除に伴う
大島町立小中学校の対応について（通知）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受け、特措法第24条第7項に基づく、東京都知事からの要請は解除されました。

これにともない、予定どおり、令和2年6月1日から町立全ての小中学校を本格的に再開します。

つきましては、別途、「緊急事態宣言の全面解除（新型コロナウイルス感染症対策）にともなう学校再開に向けた今後の対応について～家庭生活における新しい生活様式への御協力をお願い～」を保護者の皆様へ通知いたします。また、令和2年度に限り、1学期、2学期、夏季休業日の特例及び学校閉庁日を設けることとしました。

3月から5月までの約2ヵ月半続いた学校の臨時休業で、不足した授業時間の確保と、児童生徒の学びを保障するため、例年どおりの夏休み期間を短縮することとし、「7月21日から7月31日」、「8月20日から8月31日」を登校日として授業を実施しますので、保護者の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

記

1. 夏休みの期間

8月1日から8月19日までとします。

2. 1学期の終業日（7月20日から7月31日に変更）

7月20日から7月31日までの平日を登校日（授業できる日）とします。

※この間、給食を提供します

3. 2学期の始業日（9月1日からを8月20日に変更）

8月20日から8月31日までの平日を登校日（授業できる日）とします。

※この間、給食を提供します

4. 学校閉庁日

令和2年8月11日から8月14日の4日間とします。

※夏期講習や部活動、学校施設開放等の対外業務については、原則として実施しません

【担当】

大島町教育委員会 学校教育係

連絡先：04992-2-1453